

第4回宮城県教育振興審議会 会議録

平成28年11月15日作成

- 1 会議名 第4回宮城県教育振興審議会
- 2 開催日時 平成28年9月1日(木) 午前10時から正午まで
- 3 開催場所 県庁 行政庁舎4階 特別会議室 仙台市青葉区本町3丁目8-1
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり《傍聴者2名》
- 5 概要 以下のとおり

(1) 開 会

(2) あいさつ

(3) 議 事 (議長：平川会長)

- ・ 第2期宮城県教育振興基本計画(中間案)について
資料1, 2及び5に基づき説明(説明者：伊藤 教育企画室長)

(4) そ の 他

(5) 閉 会

1 開会【司会】

皆様、おはようございます。定刻でございますので、始めさせていただきたいと思えます。

本日はお忙しいところ御出席を賜りまして大変ありがとうございます。会議に先立ちまして、本会議の成立について御報告を申し上げます。

本日は今村委員、川島副会長、橘委員、丸山委員の4名から所用により欠席される旨の連絡がございました。また、村山委員におかれましては、欠席の連絡はございませんので、間もなく到着されると思えます。

村山委員も入れまして、本日の会議は20名中16名の委員の皆様にご出席をいただいております。教育振興審議会条例第4条第2項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本審議会は情報公開条例第19条に基づき公開となっておりますので、御了承願います。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

はじめに、次第、出席者名簿、それから座席表の3枚と、資料といたしましては、資料1から資料5の他に参考資料を御用意しております。不足の資料がございましたらお教え願いたいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

また、本日は御発言用にマイクを用意しております。御発言なさる際には担当者がマイクをお渡しいたしますので、お知らせ願いたいと存じます。

それでは、ただいまから「第4回宮城県教育振興審議会」を開催いたします。

はじめに、新委員の御紹介をいたします。前回まで委員をお願いしておりました川崎町教育委員会教育長であった佐藤芙貴子委員におかれましては、教育長御退任に伴いまして本審議会委員を辞任される旨の申し出がございました。

このことから、新たに宮城県市町村教育委員会協議会委員で松島町教育委員会委員である瀬野尾千恵様に委員をお引き受けいただきました。なお、委嘱状につきましては机上に配付させていただいておりますので、御了承くださいますようお願いいたします。

それでは、新たに委員になられた瀬野尾委員から一言御挨拶を賜りたいと思いますので、よろしく願います。

【瀬野尾委員】

おはようございます。ただいま御紹介いただきました瀬野尾と申します。

平成26年2月より松島町の教育委員をしております。生まれは釜石で、その後、横浜の方でオンラインプログラムに関わるソフトウェアの仕事をしておりました。その後、横浜市の教員としまして、再任用校長の期間を入れますと、38年間そちらで勤務しておりました。松島町に転居してまいりまして、まだ4年弱ではございますが、何かの形で教育に関われることをとても幸せに思っております。

教員時代には、目の前にいる子どもたちに学ぶ喜び、そして自分が成長していくことのうれしさを感じてほしいということで関わってまいりました。そのために、指導と評価の一体化ということにずっと取り組んでおります。管理職になりましたが、その延長線上の「開かれた学校づくり」ということで、最後の学校では校長として5年間勤務いたしました。学校運営協議会による学校運営に取り組んでおります。

現在、松島町では教育委員の他に学び支援のスタッフとして、また協働教育の地域コーディネーターとしても勉強させていただいております。力不足ではありますが、何かの形でお役に立てばうれしく存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。

続きまして、前回、所用のため御欠席されました仙台市中学校長会会長の熊谷祐彦委員と東北大学大学院教授の堀田龍也委員に、本日、御出席をいただいておりますので、一言御挨拶をいただきたいと思っております。

はじめに、熊谷委員、よろしくお願いいたします。

【熊谷委員】

改めまして、おはようございます。仙台市中学校長会会長を務めさせていただいております東仙台中学校の熊谷祐彦と申します。所用でずっとこの間欠席ということで、大変申し訳ございませんでした。

東日本大震災から今年で6年目になる訳で、町は賑わいを取り戻してまいりましたが、沿岸部の方はまだまだであり、これからが正念場で、これからいろいろ取り組んでいかなければならないということを校長会でも話しております。

21年前に阪神淡路大震災が発生しましたが、神戸の方々には東日本大震災の時に大変お世話になり、いろいろと交流させていただいておりますが、神戸の方からお話を聞くと、発災後数年経って、生徒指導の問題が多発し始めたという話が耳に残っております。

数年経って、いじめ・不登校などが増え始め、生徒の自殺や酒鬼薔薇事件などが発生するとともに、地域コミュニティが崩壊し、家庭教育やしつけなどが十分にできないような状況で、当時、未就学児であった子どもたちが小学校や中学校に入学してきて、それぞれ問題が多発してきたという話をされておまして、まさしくそうだなということを思っており、校長会でも話をしているところでございます。

国では、教育施策がいろいろ進行しておりますが、それはそれで受け止めながら、学校、家庭、地域といった部分もこれから大事にしていかなければならないと思ひまして、進めているところでございます。

今後ともひとつよろしくお願ひ申し上げます。

【司会】

ありがとうございました。

続きまして、堀田委員、よろしくお願ひいたします。

【堀田委員】

おはようございます。東北大学大学院情報科学研究科の堀田でございます。

私の専門は教育の情報化、情報化に対応した教育でございます。例えば、情報モラル教育等を含んだ教育の在り方や方法について研究しております。

中教審等の委員をやっております関係で、本日まで出席することができず大変申し訳ございませんでした。こちらに着任してから2年半程度ですので、宮城県の教育については十分に承知していない部分もございますが、全国の動向等を少し知っている関係でお役立ちができればと考えております。

今後とも何卒よろしくお願ひいたします。

【司会】

ありがとうございました。

改めまして、皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、宮城県教育委員会教育長、高橋仁より開会に当たり御挨拶を申し上げます。

2 あいさつ（高橋教育長）

改めまして、おはようございます。会議の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、本当にお忙しい中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

5月に開催した第3回審議会におきましては、施策の全体的な体系や主な論点など、第2期の計画の骨格となる素案に対して、委員の皆様からいろいろ御意見を頂戴したところでございます。

また、6月には、地域における教育の現状や課題の把握を行うため、県内7か所において圏域別意見交換会を開催し、各地域における課題やニーズ、参考となる取組や計画素案に対する御意見などを頂戴してきたところでございます。

本日は、これまでの委員の皆様からの御意見や圏域別意見交換会などでの御意見を踏まえ、中間案として取りまとめたので、この中間案について、委員の皆様からさまざまな御意見を頂戴できればと考えているところでございます。

現在、国においても、次期教育振興基本計画についての検討や学習指導要領の大幅な見直しなどが行われているところでありまして、こういった動きも見据えながら、第2期計画をより実効性のある計画にしていきたいと考えております。委員の皆様には、本日も忌憚のない御意見を頂戴するようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

【司会】

それでは、議事に入りたいと思います。これより先は平川会長に議事進行をお願いしたいと存じます。平川会長、よろしくお願いたします。

—以下議事—

3 議事

【議長】（平川会長）

おはようございます。よろしくお願いたします。

早速ですが、事務局から「第2期宮城県教育振興基本計画（中間案）について」の説明をお願いいたします。

【事務局】（伊藤教育企画室長）

教育企画室の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

前回の審議会において御議論いただきました素案を基本にして全体の章立てを行うとともに、素案のキーワードを肉付けして文章化したものを、今回、中間案としてお示しいたしました。資料1がその概要版、資料2が本編でございます。また、第3回審議会での皆様からの御意見の中間案への反映状況を整理したものが資料3、さらに、6月に県内7か所で開催した圏域別意見交換会での御意見の反映状況を整理したものが資料4となっており、資料2の本文の該当箇所にアンダーラインと数字でそれぞれ修正箇所を記載してございます。

それでは、まず資料1の概要版を御覧ください。

第1章の「計画の策定に当たって」から第5章の「計画の推進」まで、5つの章立てとなっております。中間案では第2章を「本県教育の現状」として、第2期計画策定の背景を整理しております。第3章では「本県教育の目指す姿」、第4章では「施策の展開」、第5章で「計画の推進」をそれぞれ記載しております。

それでは、資料2により主な内容を御説明いたします。

なお、事前に御案内させていただいたとおり、中間案についてはボリュームがございますので、今回と次回の2回に分けて御審議をいただきたいと考えており、本日は、第2章「本県教育の現状」と第4章「施策の展開」の基本方向5までを予定しておりますが、説明については全体を通してさせていただきます。

1ページ目、第1章「計画の策定に当たって」では、策定の趣旨や計画の位置付けなどを記載しております。

2ページ目から、第2章「本県教育の現状」となります。

1つ目の「本県教育を取り巻く社会の状況」では、9つの観点について記載しております。

東日本大震災からの創造的な復興を実現する上での教育の果たす役割の重要性、少子化が進展する中で地域の活性化に向けた人材の育成、3ページでは、グローバル化やICT情報通信技術の進展に対応した人材の育成、雇用情勢の改善が進む中での雇用形態の変化やミスマッチの問題、4ページでは、子どもの貧困の問題、家庭環境や地域社会の変化に対応し、子育て家庭を社会全体で支えることの必要性、日本遺産の指定や東京オリンピック・パラリンピックの開催などを契機とした文化・スポーツの新たな役割、5ページでは、現在検討が行われている学習指導要領の大幅な改訂への適切な対応など、社会状況の変化を踏まえた計画を策定する必要があることを記載しております。

次に、6ページから2つ目として、「本県教育の課題」として15の観点について記載しております。

まず、本県の喫緊の課題であるいじめ・不登校であります。いじめについては、全国を上回る認知件数と解消率ですが、いじめを生まない学校づくりのための児童生徒一人一人の自己肯定感や自己有用感を育む教育が求められております。

不登校については、中学生において震災直後に減少したものの、その後は増加傾向が続いており、特に中1不登校が大きな課題であります。そのため、学校教育の中核となる授業について「分かる授業づくり」を進めるなど、「行きたくなる学校づくり」が必要になっております。

8ページは体力・運動能力であります。震災の影響もあり、平成27年度は小・中学校の男女ともに全国平均を下回る状況となっており、運動習慣の確立に向けた組織的な取組が必要になっております。

9ページは学力についてであります。中学生の国語を除き、総じて全国平均を下回る状況となっており、「学力向上に向けた5つの提言」の徹底による「分かる授業づくり」を行っていくことが重要となっております。

10ページは、中・高生の英語力が全国平均より低い状況にあることや、学習指導要領の改訂を踏まえ、一貫した教育目標の下でのコミュニケーション能力の向上が必要であること、さらに、急速な情報化の進展に対応し、情報モラルを含む情報活用能力を育成していくことが必要である

こと、あわせて、本県の教育の情報化について、ICT環境の整備と教員のICT活用指導力の両面から充実させていく必要があることを記載しております。

11ページは、幼児教育に関する本県独自の取組である「学ぶ土台づくり」の推進に当たり、家庭を中心として、地域社会、教育現場、行政がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協力を図っていくことが重要であること、12ページでは、特別な支援を必要とする児童生徒が、特に高等部において増加しているとともに、乳幼児期からの支援も必要になっていること、13ページでは、文化財の活用による地域の活性化の方向性、震災の教訓を次世代へ伝承していくことの重要性、教員の資質能力の向上を図るため、教員の養成・採用・研修の一貫した取組が重要であることなどを記載しております。

14ページは、社会状況の変化に伴い、家庭と地域の教育力の向上が課題となっていることを記載しております。

なお、三世代同居率のグラフを掲載しておりますが、数値に誤りがございましたので、グラフを修正するとともに、関連資料として共働き世帯率のグラフを追加したものを、本日、机上に配付させていただきました。大変申し訳ございませんでした。

15ページは、より県民の学習ニーズに合った生涯学習講座の必要性、16ページでは、県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむことができるような環境づくりの必要性について記載しております。以上が、本県教育の課題であります。

現状の3つ目、第1期計画の検証結果であります。毎年度、第三者評価を経た行政評価結果を県議会に報告しておりますが、17ページからは、計画初年度である平成22年度から平成27年度までの6年間の評価結果の概要を記載しております。この間の基本方向ごとの取組の概要や成果と課題、目標指標の推移については、それぞれ記載のとおりであります。

次に、25ページになります。第3章「本県教育の目指す姿」では、10年後に実現していることを目指す姿とその実現に向けて具体的に取り組む5つの目標を記載しております。なお、1の「目指す姿」については、現時点では第1期計画を継承することとしておりますが、全体の御議論をいただいた後に改めて御議論をいただきたいと考えております。

27ページからは、第4章「施策の展開」として、目標達成に向けて取り組む10の基本方向と34の取組を記載しており、28ページには、5つの目標の関係を示したイメージ図を掲載しております。目標1から3の「心と体」、「学ぶ力」、「復興・郷土愛」の3つは、人づくりの方向性として主に子どもに関わる取組を表しており、人づくりの根っこの部分として全体を支えるのが本県独自の取組である「志教育」という位置付けになっております。下の目標4及び5に関わる取組は、上の子どもに関わる取組を支える基盤として生涯学習、生涯スポーツを位置付けるというものであります。

次に、基本方向ごとの主な取組について、31ページから記載しております。網掛けをした部分は、前回の審議会で御議論いただいた素案のキーワードやキーフレーズであります。なお、基本方向ごとに目標指標を掲げることとし、現在、作業を進めております。次回の審議会で御説明させていただきますと考えております。

まず、基本方向1「豊かな人間性と社会性の育成」では、志教育の推進による高い志と豊かな心を持った人づくり、自己有用感や自己肯定感を高める取組、みやぎの先人集の活用などに取り組みます。なお、重点的取組については、施策の全体像がよりわかりやすくなるようなイメージ

図を掲載することとしており、志教育については32ページに記載のとおりでございます。

32ページ下段の(2)「思いやりがあり感性豊かな子どもの育成」として、道徳教育や交流・体験活動、文化活動や読書活動により豊かな人間性を育むこととしております。

33ページの(3)「いじめ・不登校等への対応、心のケアの充実」では、「分かる授業」による「行きたくなる学校づくり」に加え、スクールソーシャルワーカーなどの専門家の配置や関係機関等との連携によるチームとしての対応を記載しております。

36ページの基本方向2「健やかな体の育成」では、重点的取組として課題のある体力・運動能力の向上に向けた取組を記載するとともに、食育の推進、学校保健の充実に取り組むこととしております。

39ページからは、基本方向3「確かな学力の育成」に向けた取組として、(1)「基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用する力の伸長」では、学習習慣の定着やアクティブ・ラーニング、志教育の推進などを通じて主体的に学ぶ意欲と活用する力を育むとともに、急速に普及するスマートフォンとの過度な利用への注意喚起を行います。

40ページの(3)「ICT教育の推進」については、素案では(4)「時代の要請に応えた教育の推進」に含まれておりましたが、圏域別意見交換会で「今後10年間の教育現場の取組を考えた場合に中心的な課題になってくる」との御意見を頂戴したことなどを踏まえ、項目として独立させ、児童生徒の情報活用能力の向上、教科指導におけるICTの一層の活用、そして基盤の整備という3つの面からの推進を記載しております。

43ページでは、基本方向4「幼児教育の充実」として、本県独自の取組である「学ぶ土台づくり」の推進を中心に、保健福祉部門との一層緊密な連携を含め、各種の取組を記載しております。

45ページからは、基本方向5として特別支援教育の推進を記載しております。このタイトルについて、素案の段階では「特別なニーズに対応したきめ細かな教育の推進」としておりましたが、方向性の中に記載しておりますとおり、共生社会の実現を目指す上で障害の有無ではなく、一人一人が違っているということが個性であり、多様な個性を持った一人一人の子どもたちの成長こそ本計画が目指すものであるという考えに立ち、中間案では「多様な個性」と改めたものがあります。

46ページでは、特別支援学校のセンター的機能の活用を含め、出生後、就学前から卒業後までを視野に入れた切れ目のない体制をイメージ図で表しております。

さらに、(2)「個々の能力を最大限に伸ばす学校づくり」では、障害の特性に応じたICT教材の活用や教員研修の充実、特別支援学校の狭隘化対策の推進を記載しております。

48ページでは、基本方向6「郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成」として、(1)「伝統・文化の尊重と郷土を愛する心の育成」、(2)「文化財の保護と活用」、(3)「宮城の将来を担う人づくり」をそれぞれ整理し、50ページではそれらを通じた人材育成のイメージを示しております。

51ページでは、基本方向7「命を守る力と共に支え合う心の育成」として、東日本大震災の経験を教訓とした次世代に伝承していくための取組として、(1)「系統的な防災教育の推進」と53ページの(2)「地域と連携した防災・安全体制の確立」を記載しております。

54ページでは、基本方向8「安心して学べる教育環境づくり」として、教員の資質能力の向

上、子どもの貧困対策を含むセーフティネットの構築、魅力ある県立学校づくり、計画的な学校施設の整備のほか、建学の精神に基づき特色ある教育を展開する私立学校への支援や、公立学校との人事交流や研修・研究などに取り組みます。

59ページでは、基本方向9「家庭・地域・学校が連携・協働して子どもを育てる環境づくり」として、(1)「家庭の教育力を支える環境づくり」や、60ページの家庭・地域・学校の協働の取組を行政がしっかりと支える「みやぎの協働教育」を更に充実させ、「地域学校協働活動」の推進と活動を支える「地域学校協働本部」の組織化、コミュニティ・スクールの推進、「みやぎ教育応援団」の活用などに取り組みます。61ページでは、子どもたちの安全・安心のための取組として、地域ぐるみの学校安全体制の整備やスマートフォンのフィルタリング設定の普及啓発、発達段階に応じた情報モラル教育及び情報リテラシー教育を推進します。

63ページの基本方向10「生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」では、県民の誰もが生涯にわたって学び続けるための環境づくりを進め、学びと実践の循環により地域コミュニティの再生・活性化につなげていきます。65ページでは、スポーツを「する」「みる」「支える」活動を通じた多様な関わり合い、アダプテッド・スポーツの普及・強化などにより、県民の誰もが参加できるスポーツ環境を整備していきます。

67ページでは、第5章「計画の推進」として、基本計画の推進に当たっての考え方を記載しております。

まず、1の(1)では、基本計画が示す大きな方向性を具体化し、目標の達成に向けて取り組む施策を年次ごとに整理したアクションプランを第1期計画と同様に策定いたします。なお、第1期アクションプランの期間は、本県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」の終期を踏まえ、平成32年度までの4年間とします。あわせて、社会情勢の変化などを踏まえ、平成32年度を目途に見直しを行い、計画の必要な改定を行うものとします。

(2)「計画の点検・評価」については、第1期計画と同様、「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」に係る「政策評価・施策評価」と一体的に実施いたします。

2「関係機関、関係団体等との連携」及び68ページの3「県民総がかりによる教育施策の展開」では、本計画の着実な推進を図るため、学校現場はもとより、家庭、地域、企業、大学、市町村教育委員会、県関係部局などとの緊密な連携を図るとともに、これまで以上に積極的な情報発信に努めていくこととしております。資料2については以上となります。

最後に、資料5の策定スケジュールを御覧ください。

次回の第5回審議会は11月の開催を予定しておりまして、中間案のうち、第4章の基本方向6以降と基本方向1から10までの目標指標、第5章「計画の推進」、最後に、第3章「本県教育の目指す姿」について御審議をいただく予定としております。あわせて、表の左側になりますが、8月の市町村教育委員会との懇話会、さらには県議会、文教警察委員会への検討状況の報告を経て、10月に実施するパブリックコメントなどを踏まえながらの御審議となります。

なお、8月30日に予定されておりました県南圏域会議につきましては、台風10号の影響により9月20日に延期されておりますが、全体のスケジュールに変更はございません。

事務局からの説明は以上でございます。

【議長】（平川会長）

ありがとうございました。前回まで素案で検討してきたわけですが、素案では基本的な論点やキーワードなどが示されていて、そこにいろいろな御意見をいただいて、今回、中間案としては、それを文章化してくるということになったわけでございます。こういった計画では、どんな言葉を使うか、どんな言い回しにするか、といったところに意外と大きな意味が込められてきたりするかと思います。その辺りも委員の皆様には御注意を払っていただきながら、この中間案の検討を進めていきたいと思っております。

目次のところで説明がありましたが、今回は全体の検討ができませんので、第2章と第4章の2の施策の基本方向1から5までいきたいと思っております。残りの部分については、次回ということになります。概ねそのような進め方でよろしいでしょうか。

今日の進め方としましては、いくつかの項目をまとめて御意見をいただくような形にしたいと思っておりますが、大体1つのグループで10分前後の時間をとって先に進めていきたいと思っております。

最初に、第2章の本県教育の現状のところ、資料で言えば2ページから5ページまでのところで御意見等ございましたら、お願いをしたいと思います。

【議長】（平川会長）

それでは、まず私から口火を切らせてもらいますが、3ページの「グローバル化の進展」の項目の8行目に「日本人としてのアイデンティティを基盤として」とあり、注の2で、このアイデンティティが説明されていて、主体性、自己同一性といったような言葉が挙げられております。大体辞書を見るとこのような言葉が載っていますが、主体性はある程度分かりますが、自己同一性というのはとても分かりにくい言葉で、これを入れておいていただいても結構ですが、最近では、帰属意識という言い方なども使ったりすることが多くなってきているように思います。主体性と帰属意識、そして自己同一性と並ぶと、自己同一性のイメージも湧いてくるかと思しますので、御検討いただければと思います。

【加藤委員】

同じく3ページで、(3)「グローバル化の進展」の2段落目の意味が通じているかなというのが正直あります。何が厳しい国際競争にさらされているのかがはっきりしないと思いますし、何が影響を及ぼしているのかというのが明確ではない。何となく言っていることは分かりますが、真面目に読もうとすると分からない文章になっているので、御検討いただければと思います。

(3)、(4)のところは、確かにこういう書き方にならざるを得ないだろうと思いますが、他の項目は基本的に国全体を取り巻く状況を踏まえて、本県において、本県でも、という形で県の置かれている状況についての記載がありますが、(3)、(4)の部分についてはそこが見えない。県の計画であれば、県の視点に立った記述というのが可能であればあったほうがいいのではないかと考えております。以上です。

【議長】（平川会長）

表現と言いましょか、文章の充実の仕方の問題であります、具体的には本県といったよう

なことがあればということでもあります。具体的な取組の中では書かれていますが、総論としてもあった方がいいのではないかと感じます。これについては御検討願います。

【堀田委員】

東北大学の堀田でございます。同じく3ページの(4)ですが、3段落目に「情報活用の実践力や情報の科学的な理解など情報活用能力を身に付け」とあり、書いてあることは非常に望ましいことだと思います。

文部科学省がいう情報活用能力というのは3つの要素から定義されており、その一つが情報活用の実践力、もう一つが情報の科学的な理解、さらに情報社会に参画する態度というのがあります。スマートフォンやSNSの普及でという前段を受けると、この言葉もあった方がいいのではないかと感じますので、具体的には、「情報の科学的な理解」の後ろに、「情報社会に参画する態度」などを入れていただくとよろしいかと思っております。以上でございます。

【議長】(平川会長)

ありがとうございます。御検討いただくということでお願いいたします。

先には進んでまいりますが、後でお気づきになった点があれば、また戻って御指摘をいただいても構わないかと思っております。それでは、今の本県教育の現状のところは以上にしまして、6ページ以下の「本県教育の課題」についてということで、6ページから16ページまでで御意見をいただきたいと思っております。

【瀬野尾委員】

9ページの(4)「基礎的・基本的な学習内容の定着」につきまして、一般的には基礎的・基本的な学力の定着という言葉が多く使われますが、ここで「学習内容の定着」という言葉を使ったことに何か意図があるのかお尋ねしたいと思います。

【義務教育課長】

義務教育課の清元でございます。一般的には確かに基礎的・基本的な学力ということで、学力に焦点を当ててというようなところでございます。その中でも特に学習内容の定着というところを、中味として見ていったときに、学習内容というような形で使わせていただいておりますが、より一般的にということであれば、学力という形で大きく捉えることも可能かと思っております。

【事務局】(鈴木教育監兼次長)

学力の定義というのは、国の方でも、基礎的・基本的な事項、それから活用力、そして主体的な学びという3つの要素から成っているということですが、宮城の子どもたちの状況は、全国学力の結果などを踏まえますと、その基礎的事項に問題があり、それを踏まえて全体的な学力を伸ばしていかなければならないという立場がございますので、このところの表題には、基礎的・基本的な学習内容ということで、学力の一つの要素を取り上げて書いたものでございます。

【議長】（平川会長）

学力の中の含まれた意味ということであります。より下部の概念ということですが、学力の定着と広くした方が良いという御意見ですか。

【瀬野尾委員】

そういうことかなと考えて質問いたしました。ただ、現場で学習指導する者に対しては、所謂知識・技能だけではなく、自ら考え判断する力を育てる授業を求められている中で、所謂知識・技能に関わることを特化して、確実なものにするという場合には、このことに対する説明が現場には必要であると思いますので、もしそういう意図でお使いになるのであれば、その辺りをよろしくお願ひしたいと思います。

【事務局】（鈴木教育監兼次長）

おっしゃられるとおりでと思いますので、検討させていただきたいと思います。

【村上委員】

12ページの「特別な支援を必要とする児童生徒の増加」の8行目に、「また、発達障害など、小・中・高等学校等に在籍する特別な支援が必要な子どもたちに対する教育的ニーズが高まっており」とありますが、ここがちょっと読みにくいとか分かりにくいです。なぜなら、「特別な支援が必要な子どもたちに対する教育的ニーズ」というのが文法的に当たらないかなというのがまず一点です。もし直すとすれば、「発達障害など、小・中・高等学校に在籍する子どもたちの中で特別な支援の必要性を持つ子どもが増加しており」というような文言に変えた方が分かりやすいかなという印象を持ちました。以上です。

【議長】（平川会長）

ありがとうございます。ここは文章を点検していただくということによろしいですね。

【増田委員】

6ページの（1）「いじめ問題への対応」について、いじめ問題はとても大事だなと思ってじっくり読ませていただきましたが、一番最後の段落で「あわせて、児童生徒一人一人の自己肯定感の低さも、いじめの要因の一つと考えられることから」という主語に対して、間に別の要素が入って、最後に「自己肯定感や自己有用感を持てるような環境づくりが求められています」となっているので、間に挟まれていることもとても重要なので、一つの長い文章にすると読んでいうちに分からなくなる感じがするので、しっかり2つに分けて読んだ方が分かりやすいなと感じました。

【議長】（平川会長）

ありがとうございました。センテンスを短くということで御検討願ひます。

【高橋委員】

同じく(1)「いじめ問題への対応」についてですが、「いじめの解消率についても、全国平均を上回る状況が続いており、これらは、各学校において比較的軽微ないじめも見逃さず、早期発見・早期対応」というところの「軽微ないじめ」という文言ですが、いじめを受けた当事者にとって、いじめが軽微か軽微でないかというのは、すごく感じ方に違いがあると思います。ここにこういう文言を入れると、すごくセンシティブなところがテーマなだけに、あまり「軽微な」という文言は入れない方がいいのかなと感じました。総力を挙げて皆さんが早期発見・早期対応に取り組んできたということで留めてもいいのかなと感じました。よろしくお願いいたします。

【議長】(平川会長)

いじめにランク付けをしないようにということではあるわけですが、あらゆるいじめという趣旨だと思いますので、こちらも御検討願います。

【山田委員】

山田でございます。7ページの「不登校児童生徒の増加」に「震災の影響による不登校」とありますが、主にどのような原因によるものか、また、9ページの「基礎的・基本的な学習内容の定着」の「いずれの教科においても全国平均を下回る」とありますが、全国平均を下回る結果になっている原因がどの辺にあるのかを教えてください。同時に、今回、施策が非常に盛りだくさんになっていますが、これらの問題を解決するための施策がどこにつながっていくのかを教えてくださいと思います。

【議長】(平川会長)

まずは、震災の影響というのは具体的にどういうことなのか、また、数学が平均を下回っているのはなぜかということ、そして、課題として出されているものが、どこにどういう施策として反映されているかということです。因果関係ということになるかと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】(清元義務教育課長)

震災の影響ですが、追跡調査で、不登校の子どもたちについて個々に学校から聴取した調査の中で、例えば震災によって家庭環境が大きく変わった、生活環境が変わったとか、あるいは、家族が亡くなった、友達が亡くなったことで、様々な環境が変わったことが影響と考えられるのではないかと、学校の先生方が見取った中での回答によるものです。

【議長】(平川会長)

教師の側が、家庭や生活環境の変化が現れているのは震災の影響だろうと判断したものということです。

【事務局】(清元義務教育課長)

特に算数・数学については、全国平均を下回る傾向が続いているということで、実際に学力向

上に関わる協議会も平成25年度から継続して開いておりまして、その中で、例えば、子どもたちに授業の中で声を掛けるとか、良さを見つけるとか、認め励ますこと、それから、授業の中でねらいを子どもたちに示しながら授業をして授業の後に振り返りを持つということが大事であり、これらを徹底していくことで、学力向上につながっていくであろうということで、「5つの提言」を継続して続けてきたわけですが、実際に質問調査等をしてみると、先生方はやっていると思っ
ていても、子どもたちはそう感じていないという子どもたちと教師の意識の乖離といいますか、ずれがあるということも分かってきております。そういうことも含めて、今後、徹底して「分かる授業づくり」を行っていくことが必要であり、また、質問紙の中でも、授業の内容は分かりますかという問いも実際には子どもたちに問いかけておりまして、そういうことも含めまして「分かる授業づくり」につなげていったところでもございます。

【議長】（平川会長）

全国平均を下回ったのは、「分かる授業」が十分に展開できていなかったからだという理解ですか。

【事務局】（清元義務教育課長）

まずは、先生方全てができるところから手を付けていきたいと思いますということで、やってきているところでは、まず、「分かる授業づくり」ということです。

【議長】（平川会長）

3つ目の御質問にありました、こういった課題を解決するための施策がどのように展開されるのかであります。今後の展開の中に対応する形で埋め込まれてはいるのかなと思うのですが、場合によっては課題だけが出ていて、その取組が出ていないというものがあるのではないかと
いう御趣旨での質問でしょうか。

【山田委員】

課題が非常に盛りだくさんで、この課題を解決するために何をやるかが非常に分かりにくいという気がしたので、質問させていただきました。

先程の「震災の影響による不登校」も、確かに環境の変化はあると思いますが、それが原因だとした時にどう対応するのかというのは、難しい問題ではないかという気がします。どのようにここに落とし込むのかをもう一度お考えいただければと思います。

【議長】（平川会長）

今のような問題点はこれからの議論になっていきます。この後の基本方向の中で、ここで課題として挙げられているものがきちんと盛り込まれているかということも、チェックの項目として目を向けていただければと思います。

【山内委員】

8ページに「本県の小学生においては、一週間の総運動時間が全国平均よりも短く、運動習慣

が身に付いていない傾向があるとともに、肥満傾向児出現率やむし歯のある子供の割合が高く、健康課題を抱えている」とありますが、(3)は体力・運動能力の低下ということで、確かにむし歯等があると、踏ん張る力等が欠けて、運動にも影響があるということもありますが、この下の「このため、運動習慣の確立に向けた」は、運動習慣だけで良いのか、上で「肥満」と「むし歯のある子ども」と述べているので、運動習慣にプラスして、「運動習慣と健康管理の確立」とした方が良いと感じました。

【議長】（平川会長）

「肥満」と「むし歯のある子ども」の問題もあるので、健康管理という形でということであり

ます。

【加藤委員】

7ページの「不登校児童生徒の増加」の一番最後に、「行きたくなる学校づくり」とありますが、このカギ括弧の付け方で良いのかというのが正直ございます。後の方で話題になりますが、33ページでは、全ての児童生徒が「行きたくなる学校」にカギ括弧を付けて「づくり」を目指しますという言い方をしています。強調すべきことにカギ括弧を付けているとすれば、「全ての児童生徒が行きたくなる学校」を強調するのが筋ではないかと思えます。「行きたくなる学校」づくりのカギ括弧の付け方がどうなのかを考えていただければと思えます。

もう一点、10ページの「教育の情報化の推進」ですが、これは個々の文言ではないのですが、生徒の情報活用能力や情報モラルの問題と、学校の指導面でのICTの活用とが混在しています。いつもそこが明確にならなくて、何をどうしていくのかが混在した形で、後の方にも記述されているように思えます。生徒の能力面での課題と他の教科も含めてICTの活用面での課題というのは、ある程度きちんと整理した形で記述された方が良いのではないかと思えます。

【議長】（平川会長）

「行きたくなる学校づくり」のカギ括弧をどこに付けるかということで、33ページでは、「行きたくなる学校」のところになっておりますので、ここは合わせていただいた方がよろしいのではないかと一言でございます。

ICTの問題については、今回の計画の中でもウエイトを占めているところでありますが、生徒に対する課題とICTリテラシーを教育する側の問題もあるだろうということで、切り分けて整理をしていただきたいという御要望でございます。

次は、17ページから24ページまでの「宮城県教育振興基本計画の検証」でございます。

【星委員】

17ページ、点検及び評価一覧の「1学ぶ力と自立する力の育成」は、「概ね順調」で平成22年度から平成26年度までできておりますが、平成27年度にきて「やや遅れている」となっております。これは何か理由があったのか、目立っているのでお聞きしたいと思います。

【事務局】（伊藤教育企画室長）

17ページの表の、「概ね順調」や「やや遅れている」という評価については、それぞれの基本方向に掲げた目標指標の達成状況を勘案して総合的に評価している部分でございます。

「1学ぶ力と自立する力」については、18ページから19ページにかけて目標指標の推移ということで、それぞれ多くの指標が掲げられています。この中で、網掛けをしている部分が目標指標を達成している部分になっております。

これまでは、一番最後の出口といえますが、19ページの8番の目標指標「大学等への現役進学達成率の全国平均とのかい離」が概ね目標を達成できていました。義務教育段階の学力テストなどの推移については厳しい状況でしたが、最後の出口の部分である程度目標を達成できているということもあり、全体で「概ね順調」としてきたところではありますが、平成27年度は、若干目標値を下回ったこともあり、また、全体で網掛けの部分の数も少なくなったということもあって、総合的に勘案して「やや遅れている」と評価した経緯があります。

【議長】（平川会長）

自己評価は厳しく、忠実に評価するとこのようになるということでございます。

【瀬野尾委員】

17ページの基本方向1「学ぶ力と自立する力の育成」のところの検証について質問いたします。宮城県の志教育に関しましては、第2期計画でも非常に重要に扱われているということで、この現時点での個々の点検・評価は非常に重要と考えました。

志教育の目標値が達成されていると考える指標は記載されている項目と判断してよろしいでしょうか。18ページから19ページに記載されている項目が達成されていれば、志教育について各学校では、一通りやってくれていると判断したと考えてよろしいでしょうか。

県内の各学校の実態をあまり熟知しない中で発言いたしますが、各学校で志教育がどれほど学校の全体計画に位置付けられているのか、その辺の検証がされているのだろうかと疑問に思いました。ホームページを拝見すると、北部教育事務所の方で非常に素晴らしい取組のモデルがあり、各学校のモデルになっているとは思いますが、実践の全体計画事例等が出ていまして関心いたしました。それが、各地域において、きちんとされているのかどうか疑問に感じました。したがって、この検証が次に反映するだけの志教育の資料としては不十分ではないかと感じております。

【議長】（平川会長）

ここに挙げた検証項目だけでは、志教育をどれくらい学校が本気で取り組んでいるのかが見えないのではないかと御指摘ですが、これについていかがでしょうか。

【事務局】（伊藤教育企画室長）

志教育に関する目標指標については、18ページから19ページにかけて全体として関わっているとは思いますが、特に志教育と直接的なつながりが大きいと考えておりますのは、1-1から2-2までが、豊かな体験活動などを通じて、将来の夢や目標を持っている子どもを育ていくというような目標指標でございますし、より直接的には、3番、4番の就職決定率、あるいは、

8番の大学への進学実績、こういったもので総合的に評価していくものと思っております。

【事務局】（清元義務教育課長）

志教育の年間指導計画といったような形で各学校では、志教育を授業も含めて様々な活動の時間で取り組んでいただいております。志教育の年間指導計画の整備は、全ての学校で100%ということで、小・中学校では取り組んでいただいております。

北部教育事務所の例がございましたが、教育事務所・地域事務所ごとに推進地区を指定しております。その中でも、小学校・中学校・高校が連携して志教育に取り組んでいて、それを地域において公開する機会も設けておりまして、公開日には県内の小・中・高、あるいは一般の県民の方々も含めて参加して、その取組状況を広く周知するという活動も行っております。

【議長】（平川会長）

志教育の達成度の評価という視点では、現在のところはこの評価項目で大丈夫だろうと判断されているということです。

【事務局】（高橋教育長）

今担当から説明をしたような形で、現在、県内でいくつかのエリアを指定して、校種を越えて、小・中・高、支援学校が一体となってそのエリアでどういう志教育をやっていくのかということで実践をいただいております。そういった実践例をホームページ上に載せて推進を図っているところですが、まだまだ地域によって温度差があることも事実でございます。一応学校毎に全体計画は作っていただいておりますが、それがどの程度実効性のあるものかという検証まではできていないところもございます。そういったことで、第2期計画の中でも、中心的な取組として県教育委員会としては進めていきたいと考えておりますので、目標指標についてもこのままでいいのか、アクションプランを併せて作っていきます。アクションプランを作っていく中で、どういう目標指標を作っていくか、これも今の指標の見直しも含めて進めることにしておりますので、本日頂戴した御意見についてもしっかりと反映させていきたいと考えております。

【瀬野尾委員】

現状は伺いました。受け取る側の方から発言しますが、志教育でねらうものが、価値的な目標と言いますか、人格形成に大きくウエイトをおいた教育活動と受け止めている傾向があるのではないかと考えています。前回の記録を読ませていただきましたところ、企画室長さんの方から実は志教育の中に学力向上ということも含まれているという内容がありまして、自ら学ぶ力、基本的な学力をつけるということもこの志教育では包括しているということをお私はその時点で知りましたが、そのイメージが各学校できちんとされているのか、ややもすると、キャリア教育を少し広げた形として受け止めていて、指標とアクションプランがこれからきちんとされる中で、明確な取組が出てくると思いますが、その辺りを是非意識していただく必要があると思います。

【議長】（平川会長）

ただ今のは御意見として受け止めていただきたいと思います。目標指標の評価については、P

DCAのサイクルをしっかりと動かしていくというようなことも最後のところには書いてございますので、その中でこの評価項目、指標等について御検討いただくなり、また、表の読み方でそれを文章にどう反映していくのかということだと思っておりますので、この表の中で、今御指摘があったようなことは十分に言えるということであれば、それが分かるような文章表現を追加していただくなど、御検討いただければと思います。他にいかがでしょうか。

【熊谷委員】

21ページの基本方向4「信頼され魅力ある教育環境づくり」の成果と課題の、上から7行目で、優れた教員の確保や若手教員への指導力の伝承といったことはそのとおりですが、教員が生徒と向き合える時間の確保というのも非常に大事だと思います。これからの教育環境の中で教員の健康管理というのも大事になってきます。つまり、今、先生方が非常に多忙化しているわけで、それを解消していくことを課題として含めないと、基本方向8にも関わってきますが、55ページで教員の健康管理という部分がありますが、それだけでなく、多忙化解消もこの中に入れて打ち出さないと、教育環境づくりという中で先生方が一番最前線にいるわけですから、そういったところも網羅していかなければならないと思っております。もう一度言いますが、22ページのところに多忙化解消という部分も入れてはどうかと私は考えます。

【議長】（平川会長）

どうやって解消するかが具体的な議論になるところかと思っておりますが、実際に忙しすぎて、なかなか生徒を指導できないとか、対応できないとか、支援が必要な子どもたちに対しても十分フォローできないという問題はまさに構造的な問題になっていると思っておりますので、健康は教員個人が注意するというだけでは収まらないような状態だという御指摘だと思います。その辺を具体的な施策の中でどう展開していくのかということも含めて御検討をお願いできればと思います。

それでは、先に進みたいと思います。第3章は次回に回すということにしまして、第4章の2「施策の基本方向」の1からということですが、27ページから28ページの「施策の全体体系」について何かございますでしょうか。

【村上委員】

後ろの部分にも関わりますが、基本方向5のところで先程説明をいただきました「多様な個性に対応したきめ細かな教育の推進」のところは、それなりに理解できたと思います。様々な困難も含めたことも「個性」という言葉で伝えるということは柔らかい言葉なので良いと思ったのですが、申し訳ないですが、私としては違う意見を持っております。「個性」というのは、特別な対応を必要としないという側面を持っています。障害やニーズといった言葉であれば、県民あるいは行政も含めて、学校の中でも対応すべきものだという認識を持ち得ます。ところが、「個性」と言いますと、私たちの顔が全て違うように、特段そこに対して対応する必要はないと捉えられかねないということがあります。「個性」という言葉はすごく柔らかくて、みんな違って良いという言葉と全く同類で良い言葉なのですが、そこに何か注釈と言いますか、先程説明していただいたような文言を、後ろの方でも結構ですが、どこかに入れていただくと理解はできるかなと思います。県民の方々も、いろいろな対応を必要とする方を含めた、障害等も含めた意味での「個

性」であると理解できると思います。それに対して教育行政は向かうのだというのであればいいのではないかという意見を持ちました。

【議長】（平川会長）

「多様な個性」というものがどのように受け止められるか、事務局としてはむしろ今までの議論ですと、障害云々といった特別視をするような形ではないような趣旨でということでしたが、特別視をしないということは特別な対応をしないというように受け止められるのではないかという逆説的な御指摘ではありますが、なかなか悩ましいところだと思います。これは御検討いただいて、どういう表現が適切なのか、特別な対応自体は必要であることは間違いのないと思いますので、その辺を踏まえて御検討いただきたいと思います。

それでは、「施策の基本方向」を具体化したものが31ページ以下にあります。基本方向1の31ページから35ページまでのところについて御意見がありましたらお願いしたいと思います。

32ページですが、このポンチ絵で、左下の「自己理解・他者理解の深化」の下に3点書かれていて、一番下に「地域の方との交流等」と書かれていますが、地域の方というよりは地域住民とした方がよいのではないかという印象を持ちました。

【村上委員】

志教育のところですか。志教育については、私ども宮城県の中で教育に関わる者としては、それなりに理解しているつもりなのですが、志教育の視点というのは誰が持つのかということがいつも気になってしまいます。学校の中で志教育をしていますというのは、先程説明がありましたように、もう100%なのだろうということは学校を回ってみてよく分かります。ところが、その時に志教育の視点というのは、多分10年後20年後の視点から子どもたちの今の教育を見た時、キャリア教育的な発想をすれば、大人になった姿を子どもだけではなくて教員もそれを認識するという思いを込めて、今の子どもたちに向かうという視点が最も大事な考え方であると思うのですが、それがどうしても現場の中では、将来何になるのかといった、今の時点での子どもに対しての働きかけに落とし込まれてしまうような側面があります。そこをうまくこの絵の中に描いていただくと非常に分かりやすいと思います。県が構想しているものがもっとよく伝わるのではないかと思います。

【議長】（平川会長）

このポンチ絵の中に今のような趣旨が反映されると、ということではありますが、10年後20年後の姿という点でいうと、例えば27ページに「目指す姿」ということで、どこかの段階の目標が出されていますので、入れるとすると、どんな入れ方をするのかはなかなか難しいですが、今のような目指す姿がちょっと上の方に出てくると分かりやすいということかと思いますが、工夫をしていただければと思います。他にいかがでしょうか。

それでは、また次に進めさせていただきたいと思います。基本方向2の36ページから38ページのところですが、いかがでしょうか。

【瀬野尾委員】

第4章全体に関して、私はどのように表現したらいいのか実は困っておりまして、困っていることをお話させていただきます。県の教育振興基本計画が出ましたら、それに沿って市町村では教育振興基本計画を作ることになります。その時にまず国の施策を参考にしながら、先程御報告がありました課題等を捉えて項立てをしていきますが、キーワードがやはり必要になります。そのキーワードを皆に同じイメージとして持ってもらうには、やはり国の施策として出てくる言葉または国の基本方針として振興計画の中で使われている言葉などがありますと、この部分をここですのだというように、受け取りまして、その後のアクションプランまたは行政の施策等にも関わってきます。具体で言いますと、生涯学習で扱う内容なのか教育班で扱う内容なのか、もしくは福祉と関係する子ども支援課等と関係するのか、その辺りの枠組が読んだときにはっきりしないと次に作る者は頭が混乱します。今回計画を読みましたときに、これを次に作るとすればこっちなのかあっちなのかと混乱しまして、私の頭では整理できかねました。

例えば、先ほど話題にしました「志教育」を今回の軸とするということでしたら、その中で使われている「かかわる」「もとめる」「はたす」が、アクティブラーニングとも関係するというような、図式と申しますか、それらを整理していただかないと、先ほど山田さんの方から、どういうアクションプランにつながるのですか、とありましたが、私も評価・点検する時にどういうところでそれをチェックするのがちょっと分かりにくかったです。

【議長】（平川委員）

いろいろなプランは出してくるわけでありますが、実際にそれを担当する部局や担当者はどこののか、仕分けができるのだろうかということ。要するに、誰かがやるだろうというような、どこが担当だろうと皆が思っていると、何もやらないという状態になるのではないかと申さうか。

そういう意味では、はっきりと責任部局の所在が分かるようにといったところがあると思いますが、一方で縦割りにならないように、「志教育」に関係する部局が連携しながらという趣旨、これは後半で、関係する部局や団体が連携しながらというようなことが言われておりますので、ややフアジーな状態になっているところが印象としては出てきたというのが、今の御指摘だろうと思います。いかがでしょうか。

【事務局】（伊藤教育企画室長）

御指摘いただきました計画の柱と言いますか、そのイメージが伝わりやすいつくりという部分については、御指摘のとおりかと思っております。次回、第3章についてあらためて、第4章全体を議論した後で第3章に戻るという形で御議論いただくということにしておりますが、その段階で最終的な目指す姿について御提案をさせていただきたいと思っております。その際には、計画全体をイメージしやすいようなキーワード的なもので、国の第2期計画でも3つのフレーズで表されておりますが、この計画の性格なり方向性なりを言葉として明確に伝わるようなものを考えていきたいと思っております。

また、それぞれの基本方向がどういったようなもので評価されるのかという部分についても、今回10の基本方向を定めておりますが、この基本方向ごとに、例えば、志教育の部分でありま

したら、一番最後部分の34ページから35ページにかけて、先程と同じような目標指標を新たに掲げさせていただきまして、その部分に担当課を表記する形で、教育委員会のどこが担当するのか、あるいは保健福祉部のどこが担当するのかといったような部分も明記をしたいと思っております。それも含めて次回、あらためて御提案をさせていただきたいと思っております。

【議長】（平川委員）

そのような形で対応していただくということにしたいと思っております。

それでは、続きまして、39ページの基本方向3「確かな学力の育成」の項目について、42ページまでですが、いかがでしょうか。

【松良委員】

40ページの(2)「国際理解教育の推進」のところで、言語面と視野を広げるということは書いてありますが、言語というのはあくまでもコミュニケーションの手段ということで、何のためにそれをやるのかという目的たる部分として、最後に、「相互の違いを理解した上で、国際交渉ができる力を育む」という文言が欲しいと思っております。日本政府の弱いところである国際交渉力のある人間を、宮城県がつくって国に送り込むぐらいの勢いが欲しいなと思っております。

【議長】（平川委員）

相互理解を進めるためということだけではなく、交渉力を持てるような語学教育までもっていくという、実践的なということだと思いますが、いかがでしょうか。そういう社会的な要望は出てくるだろうとは思いますが、これは御検討いただくということをお願いいたします。

【堀田委員】

教育の情報化の立場から少しお話をします。39ページの(1)の2つ目に、「携帯やスマートフォンなどの過度な利用の注意喚起を図る取組」とあります。これは非常に重要なことですが、一方でできるだけ子どもからそれを遠ざけようとしたところで、当然そこには限界もあるし、むしろ望ましい活用をしっかりと教えていくということも学校教育としては重要だと思っております。

40ページの(3)には3つございますが、案外あっさりと言われている感じがします。この辺の修飾語を少し増やしていただきたいと思ひまして、私から少し観点をお伝えしたいのですが、教育の情報化で、ICTがとりわけ学校に入ってくるみたいな話というのは、大体5つぐらいの観点でポイントが語られることが多いです。

1つ目は、教室の大きなテレビで動画などを見せながら、分かりやすく教えることが学力向上で、とりわけ基礎的な学力向上に役に立つみたいな話があります。これは教員によるICT活用ですが、これが指導の効率化と相まって、ICTの1つの大きな効果というように言われます。宮城県の場合は「MIYAGI Style」という形で、これを県として強く取り組んでいくという方針を出していますので、このことは非常に望ましいことだと思うので、これからもそれを更に推進すると明記していただければいいのかなと思ひます。

2つ目の観点としては、今度は子どもの側の情報活用能力ですが、ICTを道具としていろいろ

るな情報にアクセスしながら学習していき、いろいろな裏付けを取りながら自分の意思で学習をコントロールしていくという情報活用能力と学習の道具としてのICTというのが重要かと思えます。これもこれから望ましい活用として、力をしっかりと身に付けさせていかないと、21世紀に対応した学習にはならないということが言われています。

3つ目の観点は、先程のスマートフォンやネットいじめ、過度の依存症などがありますが、これが基本的な生活習慣を崩していくとか、友達との関係に不安を生じさせやすいとか、教員から見えないところでネットいじめが起りやすいとかですね、誰に言われているか分からない不安みたいなのがある、というような話があります。

4番目としては、教員の多忙化が非常に著しい状況にありまして、これは場合によってはICTの導入が遅れていて、授業の準備を全部手作業で紙でやらないといけないとか、事務処理も紙中心になっているとか、いろいろな転記にやたらと時間がかかってしまうということがありますので、教員の多忙化との関係から言っても、教員の仕事をバックヤードとして支えるというような、これは校務の情報化と言いますが、中長期的な整備というのをする必要があると思えます。

5番目は、被災地で避難場所になる学校を考えると、そこでの電源確保やネットワーク確保というのは、重要なライフラインの確保という観点から非常に重要になりますが、この観点は意外と忘れられがちで、学校のICT整備が、例えばそのテレビが非常に後で情報収集に役に立ったとか、体育館で役に立ったとか、そういう話はたくさんありますし、電源が足りなかったとか、ネットワークが通ってなかったとか、ということも起こっているのです、そういう観点からも重要かと思えます。

このような観点を付け加えていただきたいことと、国で一番今問題になっているのが自治体間格差です。宮城県が他県と比べてどうかというのは先程の自己評価に出っていますが、とりわけ義務教育は市町村立の学校が多いので、市町村が正確に趣旨を理解できているかということと、その整備について県がしっかりと働きかけているかということについて、何らかの取組や指標を入れていただければと思います。

【議長】（平川委員）

5点ほどICTに関しての課題ということで御指摘をいただきまして、この計画の中に取り込まれている要素は当然あるわけですが、先程の災害対応の問題などは、それはそれとしてイメージされていますし、やらなければいけないというのはありますが、こういう脈絡の中でそれを位置付けるという御指摘はなるほどという印象を持ちました。

それから、ICT教育で教員の側が、ICTのノウハウというか、リテラシーを高めていかなければいけない。教員の資質を高めるということも必要ですが、教員だけではなく、県内の自治体に対してもというような御指摘だったかと思えます。その辺も視野に入れた形で、御検討いただければと思います。

【山田委員】

41ページの(4)「時代の要請に応えた教育の推進」の「時代の要請」というのは、例えばどのようなことを示していらっしゃるのかがちょっと分かりにくいので、そこをもう少し詳しく入れていただければと思います。

また、教育ということで、環境教育とシチズンシップ教育というのがありますが、2つ目に、「民主主義を支える一員であることを」とここで非常に大きな話になっているような感じがします。もう少しわかりやすく、具体的に文章を入れていただければと思います。それがシチズンシップ教育につながるのかがちょっと分かりにくいので、もう少し具体的にお願いします。

それから先程の、教育する側がどんな人間をこれから育成していくのかというところは、この項目にもつながるのではないかと思いますので、先生方に「時代の要請」というのが一体どういうところにあるのかというのをお分かりいただくということも、この中に必要なのではないかと思います。

【議長】（平川会長）

いろいろなことが時代の要請になっているわけですが、具体的に何を指しているのかという御指摘でありました。他にいかがでしょうか。

【事務局】（高橋教育長）

御意見を頂戴して、改めてこの部分については、使っている言葉がかなり広い意味を持っている言葉と極めて具体的な意味を持っている言葉が混在していると読み返して確認していますので、この部分は全体としてももう少し的確な表現になるように書き直しをさせていただきたいと思えます。趣旨や御意見を踏まえて、修正をしたいと思えます。

【山内委員】

39ページの重点的取組5のところはルルブル運動が入っていますが、少し戻りますが、このルルブル運動は、36ページの「健やかな体の育成」のところにも入るのではないかと思います。宮城県独自の良い運動なので、是非入れていただけたらと思えました。

【議長】（平川会長）

これはよろしいでしょうか。よろしくをお願いします。

それでは、次の項目に移りたいと思えます。基本方向4「幼児教育の充実」であります。43ページから44ページのところですが、いかがでしょうか。

【村上委員】

43ページの下の方です。ここに家庭と行政と地域社会と教育現場と書かれているのですが、幼児教育を支えるということを見ると、一般には幼稚園ですが、もう一つは保育所という項目があると思えます。他の部分を見ると保育所も入っているので、ここにも入れていただく方がよろしいと思えます。どちらの方に多く在籍しているかというところ、保育所の方にたくさん子どもさんたちはいますので書いていただければと思えます。

【議長】（平川会長）

この図の中に入れるということでしょうか。

教育現場、保育現場という形で、教育と保育はちょっと違っているの、その辺を配慮してほ

しいということでございます。文章としては、44ページに「幼稚園教員や保育士」という形では出ているのですが、図の方にも反映して欲しいということです。他にいかがでしょうか。

それでは、次の基本方向5「多様な個性に対応したきめ細かな教育の推進」のところでございます。45ページから47ページであります。先程村上委員から「多様な個性」という問題については御指摘をいただいたところですが、いかがでしょうか。

【村上委員】

46ページの(2)の1つ目ですが、ICTが私も含めて子どもたちに対応する時に有用なものであるということは日常的に感じているのですが、最初に「ICT等」と書くと、教材という意味がICTに限定されるのかと学校現場では誤解されかねないと思いますので、ICTと入れていただくのは賛成ですが、場所を検討していただければと思います。

【瀬野尾委員】

45ページの基本方向5(1)「自立と社会参加に向けた切れ目のない支援体制づくり」の「乳幼児期からの支援体制の充実を図ります」とあるところですが、地域によっては法的な制約を基に教育ではないと受け止めるところもあろうかと思いますが、体制の整備として受け止めてよろしいでしょうか。

【事務局】(高橋教育長)

幼稚園は教育で、保育は福祉部門として見るのではなく、融合して一体的に見なければならぬという意識で現在も取り組んでいます。知事部局とも一体となって、乳幼児期が教育を受けて育っていく中で極めて重要な時期であるという認識で、第2期の計画でも取組を進めたいということでこういった書きぶりになっています。それが各市町村教育委員会と市町村の首長部局とも同じ課題意識を持って取り組んでいただけるように、県教育委員会として最大限今後も努力してまいります。そのことはアクションプランの中で施策として展開できることを検討して、具体的にお示ししていきたいと思っております。

【議長】(平川会長)

なかなか仕分けが難しいところもあると思います。実際には融合する方向性が出てきていますが、そうではなくて以前のことをたてに違うという声が出てくるということですか。

【瀬野尾委員】

そういうこともあろうかと思えます。

【議長】(平川会長)

認定こども園などは融合させるということで動いていますが、例えば認定こども園は県の場合どこが担当になりますか。

【事務局】（伊藤教育企画室長）

保健福祉部の子育て支援課です。

【議長】（平川会長）

ですが、ここでは融合する方向で動いているということですので、県はそういう形で県内の自治体を指導していくことになると思います。

他にいかがでしょうか。全体を振り返って何かございましたらお願いします。

【木村委員】

計画が完成すれば、県教育委員会も各市町村教育委員会もこれに則って各学校に頑張らなさいという感じになるのではないかと思います。

例えば、6ページと7ページにもありますが、いじめの問題も不登校の問題も学校だけの問題ではなく、家庭や地域にも内在したものがたくさんあると思います。学力も同じで、当然学校にも責任はありますが、学校だけの問題ではない部分もたくさんあると思います。それを計画にどう盛り込むかは難しいですが、先程多忙化の話も出ましたが、学校は本来学校がやるべきことまでいかないで、マイナスをゼロにする努力で先生方は疲れているのではないかと思います。学校を支える家庭や地域がもっとしっかりしていれば、学校はもっといろいろなことができるのではないかと思います。学校からいろいろな相談を受けることがたくさんあるのですが、学校はもっと建設的なことをしたいが、それがなかなかできにくい状況にあるというような話をよく聞きます。それを含めて、今後の宮城の教育をどうするのかということのを計画にどう盛り込むかということのを是非考えていただきたいと思います。

【議長】（平川会長）

学校だけが全てを背負うのではなくということでございます。次回、検討する中で、家庭・地域・学校がどのように連携・協働していくかということも盛り込まれています。

【事務局】（高橋教育長）

59ページからになりますが、今御指摘いただいたような文章の作り方にはなっていない部分もございます。今頂戴した御意見を踏まえて、課題意識は全く同じでありますので、その辺のことを盛り込むような形でもう少し吟味をさせていただいて、次回御議論いただければと思います。

【議長】（平川会長）

今日の予定の基本方向5のところまでは御意見をいただきました。有意義な御意見をいただきましたので、事務局としても受け止めていただいて成案に反映していただければと思います。なお、今日の部分を拝見していて、いじめの問題にしても食育の問題にしても、ICT教育、幼児教育、特別支援など、それぞれの項目を見ても教員の資質の向上というのが全てにあると思います。教員の資質の向上がなければ、このような多様な問題には対応できないことになるわけですが、改めてそのことに気づかされて、先生方が忙しくて十分に対応できないというような話もありましたが、これでますます忙しくなるという印象を持ちました。ただ、それは放置

できない話ですので、先生方に頑張ってくださいと言うだけでは問題は解決しませんので、県として教育委員会として具体的にどうサポートしていくか、また、負担をそれほど大きくせずにも効果的な先生方の対応や資質の向上がされていくようにどうするかというのが具体的な施策としてどうするのかということにつながってくるだろうと思います。まだ半分ですが、今回は基本方向6以降ということで、残された部分を含めて御意見をいただきたいと思います。

【司会】

平川会長、委員の皆様、本日も限られた時間の中で貴重な御意見を頂戴いたしまして大変ありがとうございました。

本日、お時間の都合でお話しいただけなかった御意見等につきましては、これまで同様、郵送、ファックス、電子メールなどで事務局あてに御連絡をくださいますようお願いいたします。

次回の審議会でございますが、11月を予定しております。詳細な日程につきましては、改めて平川会長と御相談の上、御連絡を差し上げたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いたします。

最後に1件、事務局よりお知らせがございます。机の上に封筒をお配りしてございますが、来年度、本県において全国高等学校総合体育大会南東北インターハイと第41回全国高等学校総合文化祭「みやぎ総文2017」が来年の7月末から8月にかけて開催されます。

本日御案内いたしますのは、このうち、「みやぎ総文2017」のプレ総合開会式の開催についてでございます。全国高等学校総合文化祭は、全国の高校生がここ宮城県に集結し、日ごろの活動の成果を発表し、あるいは競い合い、交流する、高校生による一大文化の祭典というもので、文化部のインターハイとも呼ばれております。来る11月6日の日曜日、本大会の周知とリハーサルを兼ねましたプレ大会が開催されます。お渡した資料の2枚目に出欠票が付いてございますが、もし御出席いただける場合には担当まで御連絡をくださるようお願いしたいと思います。御欠席の場合は御返事は不要でございます。事前に御連絡をいただければ、総合開会式においてお席を御用意させていただきたいと思っております。

なお、この総合開会式でございますが、本審議会の活動とは異なりまして、任意での御参加となりますので、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。

それでは、以上をもちまして、第4回宮城県教育振興審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。